

令和7年度  
集団指導資料  
(共通編)



令和8年2月

岡山市保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課



## 目 次

1	指導監査について	1
2	令和8年度介護報酬改定について	5
3	介護職員等処遇改善加算について	13
4	指定申請等の電子申請・届出システムについて	14
5	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理通知の 廃止について	18
6	高齢者虐待の状況について	20
7	利用者の安全確保（防犯・防災）について	28
8	認知症介護研修体系について	42
9	アセッサー講習受講支援補助金について	44
10	事業所対応向上講師派遣事業について	47
11	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金について	50
12	岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱	51
13	介護現場における感染対策の手引き	55
14	介護サービス情報公表制度について	57
15	介護サービス事業者経営情報の報告・公表について	59
16	災害時情報共有システムの利用について	65
17	ケアプラン連携システムについて	77
18	メールアドレスの登録について	85
19	生活保護法介護扶助について	87
20	岡山市版ACP（アドバンス・ケア・プランニング） 人生会議実践BOOK	93
21	介護労働安定センターからのお知らせについて	101
22	岡山県福祉人材センターからのお知らせについて	103
23	岡山労働局からのお知らせについて	112

## 指導監査について

### 介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

#### 1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために、介護保険法第23条の規定に基づき実施します。

##### (1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページからダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

##### (2) 運営指導

介護サービス事業者等の事業所において、指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。(必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。)

ア 事前に提出を求める書類等(主なもの)

- ・利用申込者及び家族等に対し交付し説明する「重要事項説明書」
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近の1か月又は4週間)
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者(入所・通所系サービスのみ)
- ・自己点検シート(人員・設備・運営編)
- ・自己点検シート(介護報酬編) その他

イ 運営指導日に準備すべき書類等については、運営指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

☆自己点検シートの活用について

運営指導は、各事業所に毎年実施できるとは限りません。自己点検シートには制度改正の内容や注意事項などを掲載していますので、事業所の方は必ず年に1回は自己点検シートによる点検を実施してください。

#### 2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

**各種情報とは、**

- ①通報・苦情・相談等に基づく情報
- ②国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ③国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報です。

国においても「運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報、苦情や国保連合会介護給付適正化システムのデータの活用等により、そうした不正が疑われる情報があった場合には、関係部局とも協議の上、監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いする。」としており、指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行っています。

### 3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

### 4 業務管理体制に関する監督

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図ることが最も重要です。介護保険制度は、国民からの保険料と公費によって、利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格がきわめて強い制度です。この趣旨を、介護サービス事業者は十分認識する必要があり、特に経営者（陣）の方々は、自ら率先して法令等違反等の未然防止のための取組を行う責務があります。

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、法人の実施する事業所が岡山市内に集中している場合は、岡山市（事業者指導課）への届出が必要です。市は一般検査として運営指導に併せて必要な業務管理体制の監査を行っていますが、業務管理体制の整備に関する届出が未済の介護サービス事業者については、当該介護サービス事業者が運営する介護サービス事業所等の指定取消等の理由にもなり得るため、ご注意ください。

なお、介護サービス事業者の指定事業所等の指定等取消処分相当事案等が発生した場合に、当該事業者について、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行うとともに、併せて連座制の適用を判断するための不正行為への

組織的関与の有無の確認を行うために**特別検査**を実施します。特別検査の実施にあたっては、組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行った上で、介護サービス事業者として不正事案の再発防止策等適切な改善を求めていくことになります。

また、厚生労働省が過去に実施した一般検査における主な指導等事項、特別検査における主な指摘事項に係る趣旨は、次のとおりです。

(一般検査)

- ・法令遵守責任者の役割が周知されていないため周知すること。
- ・介護サービス事業者が定めている法令遵守規程と実際の運用が異なっているため改めること。
- ・内部通報の処理体制の整備を検討すること。
- ・事故・苦情・相談等の報告体制等を定め、報告の中に法令違反に起因するものがないか確認し、必要に応じて全事業所に情報提供する等の取組を検討すること。

(特別検査)

- ・事業所での問題等を本社（部）で把握できる体制になっていない。または、把握していても問題解決を事業所に任せており、本社（部）として問題解決にあたっていない。
- ・内部通報制度は整備されているが、機能していない。
- ・ある事業所の問題が発覚した際に、他の事業所でも同様な事案が発生していないかの把握を行っていない。
- ・虐待や法令等遵守に関する研修が不十分である。

【参考：業務管理体制の届出先区分】

事業所等の所在状況	届出先区分
2以上の都道府県の区域、かつ、 3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ、 1又は2の地方厚生局の区域	事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
<u>1の都道府県の区域のうち、</u> <u>1の指定都市の区域</u>	<u>指定都市の長</u> <u>岡山市長</u>
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

詳しくは:本課HP「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」

## 5 過誤調整の返還指導

運営指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②報酬算定に係る告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。**(※監査における不正請求は、保険者から返還命令)**
- ④加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまでは言えない場合は、適切な取扱いとなるよう指導します。

(参照)平成19年3月1日付 厚生労働省介護保険指導室事務連絡 『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて』

社保審－介護給付費分科会	資料 1
第253回 (R8.1.16)	

# 令和8年度介護報酬改定について

# 目次

---

1. 令和8年度介護報酬改定の概要	2
2. 介護職員等処遇改善加算の拡充	3
3. 基準費用額（食費）の見直し	6

# 令和8年度介護報酬改定の概要

## 概要

- 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

## 令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組み事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組み事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。



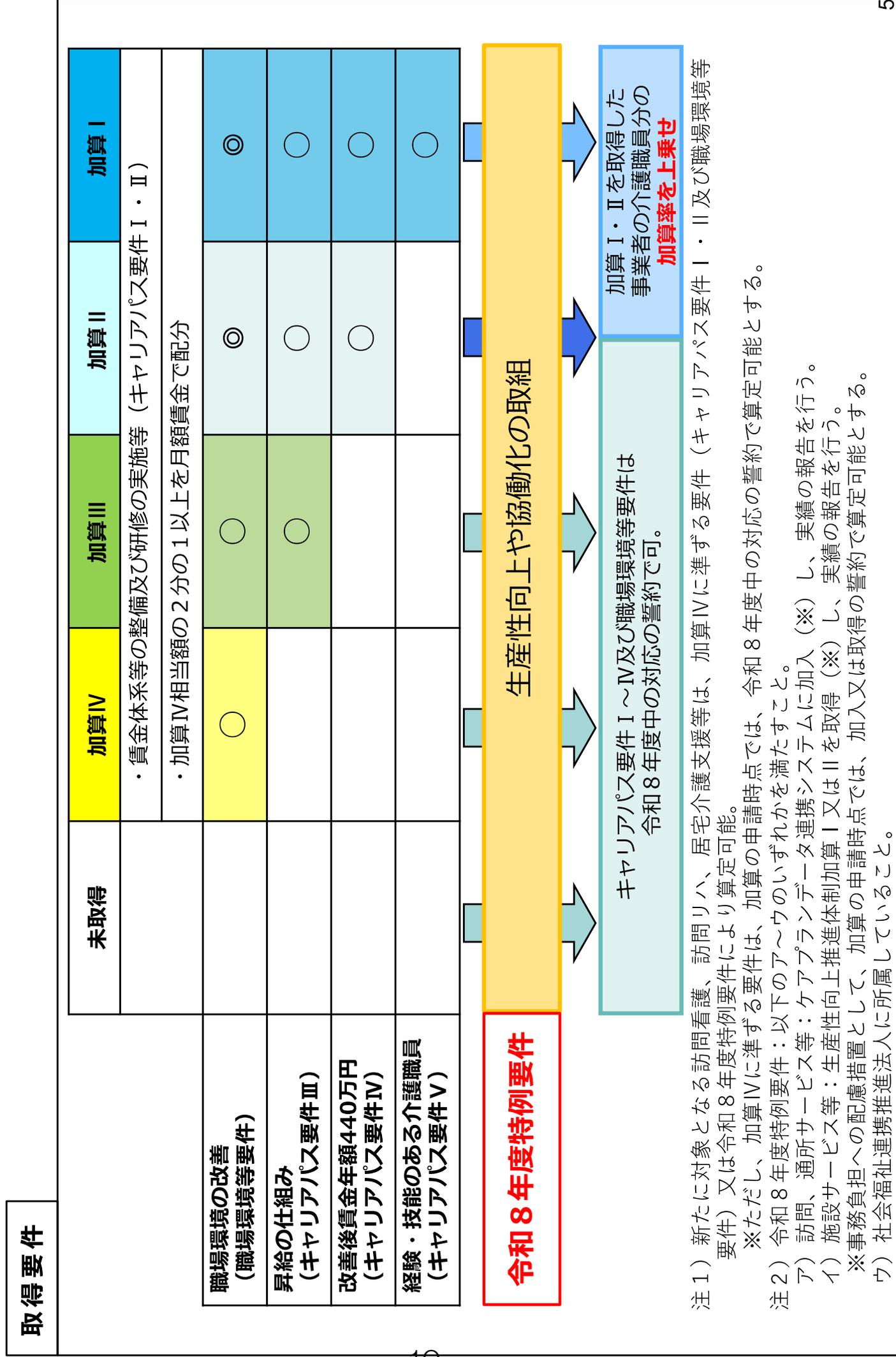
## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

### 加算率

	介護職員等処遇改善加算						
	I		II		III	IV	
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ			
サービス区分							
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%	
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%	
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%	
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%	
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%	
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%	
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%	
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%	
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%	
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%	
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%	
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%	
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%	
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%	
<b>介護職員等処遇改善加算（新設）</b>							
サービス区分							
訪問看護★							1.8%
訪問リハビリテーション★							1.5%
居宅介護支援・介護予防支援							2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

# 介護職員等処遇改善加算の拡充③



注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。  
 ※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。  
 注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。  
 ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータベースに加入（※）し、実績の報告を行う。  
 イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。  
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。  
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

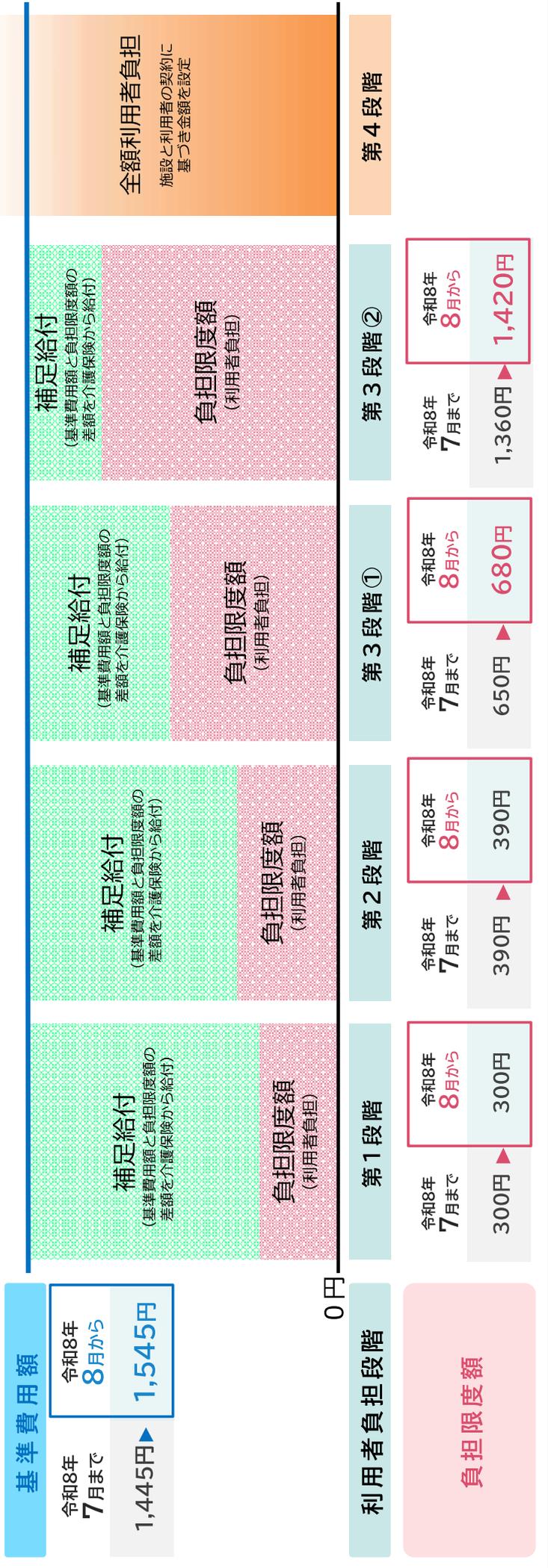
# 基準費用額（食費）の見直し

## 概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めるところとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならないこととされている。
- 近年の食料料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。

※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。

（参考）診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置が検討されている。



# 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階		主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
第1段階	生活保護受給者			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第2段階	世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者			要件なし
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※） + 合計所得金額が82.65万円以下	1,000万円（2,000万円）以下	
第3段階②		年金収入金額（※） + 合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	650万円（1,650万円）以下	
第4段階	世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者	年金収入金額（※） + 合計所得金額が120万円超	550万円（1,550万円）以下	

負担軽減の対象となる低所得者

基準費用額（月額）		負担限度額（月額） ※短期入所生活介護等（月額）【】はショートステイの場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	多床室	1,545円（4.7万円）	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】
	特養等	915円（2.8万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
居住費	老健・医療院等 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	特養等	1,231円（3.7万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）
	従来型個室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室の多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）

## 介護職員等処遇改善加算について

### 1 介護職員等処遇改善加算の計画書等の提出について

令和8年度の介護職員等処遇改善加算については、様式の見直しが予定されています。厚生労働省から計画書の提出期限（予定）について通知がありました。

・令和8年4月及び5月分を申請する場合は、6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日（水）

・令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する、加算新設事業所のみが所属する事業者などは、令和8年6月15日（月）

様式等の内容が確定し次第、ホームページ及びメールでご案内しますので、よろしくお願ひします。

### 2 介護職員等処遇改善加算の実績報告について

(1) 令和7年度に当該加算を算定している事業者は、令和8年7月31日（金）までに、実績報告書を提出すること。

(2) 記入例を参考にして作成すること。

(3) 「令和7年度の加算額」には、令和7年4月～令和8年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）が入ります。

また、国保連における令和7年5月から令和8年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）が入ることになるので、令和8年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まない。逆に、令和7年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含めることになる。

<国保連から通知されている金額を足し上げること。> ※1※2

(4) 実績報告で、「令和7年度の賃金改善額」が「令和7年度に賃金改善が必要な額」を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出すること。

(5) 仮に現時点で、「令和7年度の賃金改善額」が「令和7年度に賃金改善が必要な額」を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。

※1 国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

※2 総合事業の処遇改善加算を算定している場合は、岡山市の通知の金額も足して記入すること。

介護保険事業所 各位

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」の運用開始について

平素から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、介護サービスに係る指定等に関連する申請届出について、厚生労働省が運用する「電子申請届出システム」（以下、本システムという。）からの受付を令和6年12月1日から開始しました。

本システム上では、「新規指定申請」・「変更届出」・「更新申請」・「加算に関する届出」等を行うことが可能です。申請届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができ、また添付書類について電子ファイルでの提出が可能なため、複数の申請届出の際に同じファイルを活用できるなど、介護事業者の申請届出に係る業務負担の軽減が期待されます。

今後は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本システムでの申請が原則となりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 本システムで提出可能な申請届出の種類

新規指定申請、指定更新申請、変更届出、加算届出、廃止・休止届出、再開届出、指定辞退届出、介護老人保健施設及び介護医療院の許可に係る申請等

2 ログイン方法

本システムは以下のリンクより接続可能です。また、本システムの操作方法については、ログイン画面に掲載されている「操作説明書」をご参照ください。⇒厚生労働省「電子申請届出システム」ホームページ：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

3 留意事項

- (1) 新規指定申請や所在地の変更等、一部手続きの際は従来通り事前相談が必要になります。
- (2) 令和6年度中は、従来通り書面での提出も受付いたします。本システムでの提出が困難な場合は、各サービス担当者までご相談ください。

4 その他

本システムの運用開始に伴い、一部申請様式に変更がありますので、下記のリンク先から最新の手引き等をご確認ください。

- ・本システムについて：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000066577.html>
- ・様式等：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-7-14-5-0-0-0-0-0.html>

【お問い合わせ先】	〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 K S B 会館 4F
	岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
	訪問居宅事業者係 TEL：086-212-1012
	通所事業者係 TEL：086-212-1013
	施設係 TEL：086-212-1014

令和6年12月 受付開始！

# 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」による受付を開始します！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。岡山市でも、令和6年12月（受付開始時点）から、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始します。

## ● 介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

## ● 本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

新規指定申請

変更届出

更新申請

廃止・休止・再開届出

加算に関する届出

指定辞退届出

様式・付表のウェブ入力ができます！

添付書類も一緒に提出することができます！

## ● 本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



(岡山市)

# 「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください！



●本システムは、**gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）**よりログインいただきます。

gBiz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

**本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。**

本システムでご利用できるgBiz IDアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



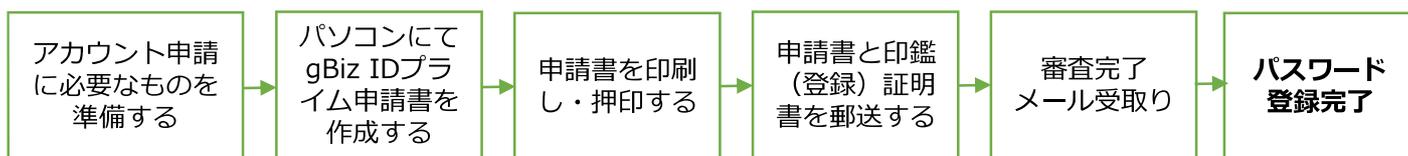
## ●gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

（gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。）

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**



●gBiz IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご活用いただけます。**

【gBiz IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）

日本年金機構  
「社会保険手続きの電子申請」

厚生労働省  
「雇用関係助成金ポータル」

厚生労働省  
「食品衛生申請等システム」

中小企業庁  
「中小企業者認定・融資電子申請システム(SNポータル)」

中小企業庁  
「IT導入補助金2023」

●詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



# 電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け） 説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。

## ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴ください  
 なお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl\\_5MMI5](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MMI5)



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

岡事指第 1574 号  
令和 7 年 2 月 10 日

介護保険施設・事業所管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理通知の廃止について(通知)

平素から、介護保険行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、本市では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）が提出された際は、受理通知書を送付していましたが、「電子申請届出システム」の運用を開始したことに伴い、下記のとおり、受理通知を廃止することとします。

記

1 受理通知書を廃止する届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

2 変更時期

令和 7 年 4 月 1 日適用開始の体制届から

3 届出書の受付記録

「電子申請届出システム」にて申請・届出をした場合は、提出完了時及び届出受理時に登録したアドレスに自動メールでお知らせします。

なお、紙による届出書の受付記録を希望する場合は、提出された届出書に受付印を押印しますので、以下の書類を窓口にご持参又は郵送ください。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の控え
- ・返信用封筒

※返信先のあて名を記入し必要額の切手を貼付してください。持参にて受付を行う場合は不要です。

また、体制届の控えに押印される受付印は、届出書が当市受付窓口に到着した日付を示すものであり、体制届出書の受理及び手続の完了を意味するものではありません。

体制届の控えの返送後も、提出書類の補正、差し替えや再提出を求める場合があります。

#### 4 留意事項

- ・ご提出の際には、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることを必ずご確認ください。
- ・受理後、届出書類はお返ししませんので、各自で必ず写しを保管してください。

【お問い合わせ先】 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目 1-18 K S B 会館 4F  
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課  
訪問居宅事業者係 TEL：086-212-1012  
通所事業者係 TEL：086-212-1013  
施設係 TEL：086-212-1014